破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１３号
兵庫県加古川市加古川町大野652番地の１
債務者　有限会社シー・クエスト
代表者取締役　金子　孝守
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後４時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９１号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目２番26号リゾネット201
債務者　大一工業株式会社
代表者代表清算人　佐藤　真康
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時20分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
相模原市緑区東橋本１丁目13番15号
債務者　株式会社極楽家族会
代表者代表取締役　小野松佳孝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳久　京子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６号
福井県小浜市尾崎49号22番地
債務者　大手鉄材工業株式会社
代表者代表取締役　谷口　　剛
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時

福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
埼玉県越谷市大字弥十郎567番地９
債務者　有限会社三島
代表者取締役　鈴木　　操
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県桜川市岩瀬2616番地
債務者　株式会社岩瀬農場
代表者代表取締役　鈴木　　操
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
北海道帯広市川西町西三線73番地16
債務者　丸善竹原組木材株式会社
代表者代表取締役　菜畑　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時30分

釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
岡山県苫田郡鏡野町奥津55番地
債務者　有限会社河鹿園
代表者取締役　那須　眞己
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　敬之
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後２時30分

岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１号
山口県下関市長府侍町１丁目２番46号
債務者　みどり汽船株式会社
代表者代表取締役　白石　義器
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　晃一
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後１時30分

山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
福岡県飯塚市潤野885番地34
債務者　中野　利美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前11時

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６７号
新潟市東区紫竹卸新町2019番地１
債務者　田村商事株式会社
代表者代表取締役　田村　和隆
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６号
滋賀県彦根市佐和町１番17―502号
債務者　長谷川直也
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　靖
4　破産債権の届出期間　平成25年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２３７号
北海道江別市上江別東町10番地の12
債務者　磯野　正利
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　里美
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
福島県いわき市常磐湯本町八仙25番地
債務者　三岡　久子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　淑彦
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで

福島地方裁判所いわき支部